

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第55回）議事録

1 日時 令和3年1月22日（金）10:00～10:30

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、江崎 浩、大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝
（以上8名）

(2) 総務省

<総合通信基盤局>

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、吉田 正彦（総務課長）

・電気通信事業部

今川 拓郎（電気通信事業部長）、大村 真一（事業政策課長）、
川野 真稔（料金サービス課長）、大内 康次（料金サービス課企画官）、
瀬島 千恵子（料金サービス課課長補佐）

(3) 事務局

日下 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 諮問案件

① 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

開 会

○森川部会長 おはようございます。ただいまから情報通信審議会 第55回 電気通信事業政策部会を開催いたします。お集まりいただきましてありがとうございます。

このたび互選により部会長を務めさせていただくことになりました。皆様方のお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に当部会の新体制につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 事務局の総合通信管理室長、日下でございます。委員改選によります電気通信事業部政策部会の新体制について御説明いたします。

情報通信審議会委員の任期満了に伴う改選が本年1月6日に行われ、委員の互選により、内山田委員が会長に選任されました。会長から当部会の所属委員の指名後、所属員による部会長の互選が行われ、森川委員が部会長に選任されました。また、森川部会長から部会長代理として岡田委員が指名されております。

新体制の名簿をお手元にお配りしておりますが、今回4名の委員の交代があり、相田委員、石戸委員、知野委員及び山内委員が御退任され、新たに石井委員、江崎委員、大橋委員及び高橋委員が御就任されました。

それでは、新体制での初めての会議となりますので、名簿の記載順に本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、マイク及びカメラをオンにいただき、一言御挨拶をお願いいたします。

それでは、まず、電気通信事業政策部会会長の東京大学大学院工学系研究科教授、森川博之様、お願いいたします。

○森川部会長 森川です。よろしく願いいたします。

○日下総合通信管理室長 続きまして、電気通信事業政策部会会長代理の一橋大学大学院経済学研究科教授、岡田羊祐様、お願いいたします。

○岡田部会長代理 一橋大学の岡田と申します。部会長代理に御指名いただきましたので、精いっぱい職務を務めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。続きまして、中央大学国際情報学部教授、石井夏生利様。

○石井委員 中央大学国際情報学部の石井と申します。どうぞよろしく願いいたしま

す。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。続きまして、公認会計士、泉本小夜子様。

○泉本委員 公認会計士の泉本でございます。この部会は何期目かですが、また務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。続きまして、東京大学大学院情報理工学系研究科教授、江崎浩様。

○江崎委員 東京大学の江崎でございます。新入りですのでよろしくお願いいたします。森川先生がいらっしゃるの御指導のほどよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。続きまして、東京大学公共政策大学院院長、大学院経済学研究科教授、大橋弘様。

○大橋委員 大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。続きまして、株式会社大和総研専務取締役 調査本部長 チーフエコノミスト、熊谷亮丸様。

○熊谷委員 熊谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。続きまして、早稲田大学教授、ハーバード大学ファカルティ・アソシエイト、高橋利枝様。

○高橋委員 高橋と申します。初めて参加させていただきますので、いろいろ分からないことも多いので教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。

本日、8名の委員の皆様全員出席ということで、自己紹介ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○森川部会長 ありがとうございます。部会長代理をお願いしました岡田先生、ぜひよろしくお願いいたします。

また、この事業政策部会は8名中半分が新しい先生方にいらしていただいたということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問案件1件になります。オンラインで会議を開催しておりますが、現時点で委員8名中8名全員が御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

Web会議ですので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいていたからの御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、Web会議システムにより、音声のみでの傍聴とさせていただきます。

諮問案件

①「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

○森川部会長　それでは、諮問第1231号「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付けで議事規則第11条第8項の規定により当部会に付託されたものでございます。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　それでは、私、総務省の料金サービス課、大内より資料に基づきまして御説明を差し上げたいと思います。

まず、資料55-1-1の諮問書につきまして、こちらは別紙の読み上げで恐縮でございますが、御説明をいたします。諮問第1231号、社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方。

1、諮問理由。第一種公衆電話は社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、電気通信事業法に基づくユニバーサルサービスとして位置づけられている。

公衆電話については、モバイル通信の普及、人口減少や過疎化の進展等の利用環境の変化に伴って、利用は減少し続けている。第一種公衆電話については、総務省令等に規定する設置基準に基づいて、全国で最低限設置すべき台数が決められており、端末の設置・維持等が費用の大半を占める中であって、一層の費用削減が困難な状況にある。

一方、自然災害による被害は増加しており、電話がつながりにくいときであっても、全数が災害時優先電話として扱われる公衆電話が利用されているほか、避難所等で利用できる災害時用公衆電話の設置も増加傾向にあるなど、災害時における公衆電話の役割

が見直されてきている。

このように情報通信を取り巻く社会経済環境が大きく変化している中で、これまで公衆電話が果たしてきた社会的役割を踏まえつつ、災害時を含めてより一層公衆電話を有効に活用できるようにする観点から、提供の効率化等、現行のルールや運用の見直しに向けて必要な事項についての検討が求められるとしております。

2、答申を希望する事項でございますけれども、(1)ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方。モバイル通信の普及や人口減等の社会経済環境の変化を踏まえ、第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスとして位置づけることが適当かについて検討する。通信ネットワークのIP化が現行制度に与える影響等についても併せて検討する。

(2)社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方。公衆電話の提供の効率化を図る観点から、現行設置基準を見直すことについて検討する。その際、設置基準の見直しにより利用者の利便性が著しく損なわれることがないように、利用者のニーズにより適切に対応できるようにするための方策について検討する。

(3)災害時用公衆電話の在り方。災害時用公衆電話については、過去の大規模災害時の利用が拡大している一方、制度上位置づけられているものではないことを踏まえ、今後の在り方について検討するとしております。

その他必要と考えられる事項について御審議いただきたいと思っております。

答申を希望する時期につきましては、本年6月目処でお願いさせていただきたいと思っております。

諮問書につきましては以上でございます。

お手元の資料55-1-2、こちらは概要の資料になりますけれども、こちらも事務局から御説明を差し上げたいと思っております。

おめくりいただきまして、1ページ目は先ほど読み上げさせていただきました諮問書の概要でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

資料の2ページにお進みください。参考1といたしまして、ユニバーサルサービス制度における公衆電話の位置づけでございます。御案内かと思っておりますけれども、上段にございますとおり常設の公衆電話のうち、第一種公衆電話につきましてはユニバーサルサービスの対象とされているところでございます。

より正確に申し上げますと、基礎的電気通信役務である公衆電話の定義といたしまし

て、市街地、人口集中地域におきましては、概ね500メートル四方に1台、それ以外の地域においては概ね1キロメートル四方に1台の基準により設置される第一種公衆電話機の市内通信サービス等がユニバーサルサービスとして省令上規定されているものでございます。

また、交付金、ユニバーサルサービス基金でございますけれども、これを受ける基準といたしまして、第一種公衆電話機の設置状況がこうした設置基準を満たし、また、設置台数が告示で定められる基準を満たしているということがまとめられているところでございます。こうした結果、後でも御紹介いたしますとおり、全国で約10.9万台が維持されてきているところでございます。

他方、第二種公衆電話でございますけれども、こちらはNTT東西におきまして、利用が多く見込まれる地域に設置しているものでございまして、設置や撤去について法令上の制約はないところでございます。また、災害時用公衆電話につきましても、資料にありますとおり、ユニバーサルサービスの外にあるものでございます。

下に目を転じていただきまして、交付金による補填・番号単価の推移でございます。右側、令和2年度認可額を御覧いただきますと、ユニバーサルサービス交付金全体に占める第一種公衆電話の占める割合は全体の半分以上を超えているところでございます。また、右下、公衆電話の費用全体でございますけれども、費用全体に占める割合といたしましては、端末の維持・保守等にかかるコストが全体の7割という形で大宗を占めているというものでございます。

続きまして3ページにお進みください。我が国においては移動通信サービスが急速に普及しております一方、加入電話が減少し続けておりまして、グラフにありますとおり、1,600万台を割り込んでいる水準になっているところでございます。また、社会経済環境の大きな変化といたしまして、右側でございますけれども、少子高齢化等に伴う人口減少、また、過疎化の進展が挙げられるところでございます。とりわけ、表にございますとおり、過疎地域における減少が加速化してございまして、これによりまして、いわゆる地域メッシュで設置されております公衆電話の収支につきましても、さらに悪化していくことが想定されているところでございます。

続きまして4ページにお進みください。参考3、公衆電話の現状でございます。左側にグラフで示してございますとおり、第一種公衆電話につきましては、法令に基づきまして、先ほど申し上げましたとおり、所定の台数が維持されておりますけれども、一方、

第二種公衆電話につきましては、急速に減少しているところでございます。また、線のグラフで通信回数という形で示してございますけれども、常設の公衆電話の通信回数でございまして、市内、市街合わせまして、令和元年度で約4,000万回程度となっておりまして、御覧のとおり急カーブで減少し続けているところでございます。

一方、右側を御覧いただきますと、災害時用公衆電話でございます。こちら、特に平時は設置をしておられないところがございますけれども、災害時に避難所が開設されたといった場合に、端末を接続すれば電話がそのまま利用できるように、必要な設備を事前に配備しているというものでございますけれども、この災害時用公衆電話につきましては、自然災害の増加等に伴いまして、配備数が着実に増加しているところでございまして、御覧のとおり、第一種公衆電話の設置数に迫る規模となっているところでございます。また、右下を御覧いただきますと、常設の公衆電話を含めまして、災害時の利用については非常に大きいものがあるというものが見て取れるかと思っております。

続きまして5ページにお進みください。こちらは参考4といたしまして、公衆電話の各国の比較でございます。御覧いただきますと、公衆電話につきましては欧米を含む先進主要国におきまして、設置数の減少傾向が見られるところでございます。これによりまして、日本の水準を見ますと、人口当たりの台数を含めまして比較的により規模感かなというところが見て取れるかと思っております。

また、下段にはユニバーサルサービス制度との関係についてまとめておりますけれども、対象となっている国もございまして、最近対象外となったフランスを含めまして、対象外となっている国も少なくないという現状でございます。こちらも御参考いただければと思っております。

最後に6ページでございます。スケジュールでございますけれども、本日こうした形で諮問させていただきまして、御議論、御審議いただければと思っておりますけれども、今後ユニバーサルサービス政策委員会における御審議を踏まえまして、5月、または6月頃の答申という形でぜひおまとめいただければと考えているところでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは皆様、ただいまいただいた御説明につきまして、御意見、あるいは御質問等がございましたらお知らせいただけますでしょうか。いかがでしょうか。

○熊谷委員　よろしいでしょうか。

○森川部会長 熊谷先生、お願いいたします。

○熊谷委員 熊谷でございます。菅政権が今、DXに向けた構造改革を強力に推進をしている中で、公衆電話の在り方というのが制度創設以来、初めて見直されるということは非常に象徴的な出来事でもあり、また、検討の時期としては少し遅過ぎたといえるかもしれないと考えます。

一方で、これまで公衆電話は生活に不可欠なサービスであり、あまねく提供が義務付けられるユニバーサルサービスとして、国民の戸外における通話需要に対応してきたわけですけれども、災害大国である我が国において、その役割に新たな光を当てるということも重要なのではないかと考えます。

具体的には、言うまでもなく災害時に携帯が不通になったときには通信手段として公衆電話というのは絶大な威力を発揮する。また、子供やお年寄りという携帯を持っていないような社会的弱者の通信手段としても重要です。そして、数年前、犯罪の被害に遭われた方が逃げ出して、公衆電話から通報をされたということがかなり大きなニュースになったという記憶もあります。

いずれにしても、公衆電話の問題というのは経済だけではなくて、社会の環境変化も踏まえて多角的に議論していくことが重要であって、ただ減らせばいいという議論にはならないのではないかと考えます。

私からは以上です。

○森川部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、泉本先生、次お願いします。泉本先生、石井先生、岡田先生、江崎先生、大橋先生の順で、もしも江崎先生が途中で御退席ということでございましたら、順番を入れ替えさせていただくかもしれません。

それでは、泉本先生、お願いいたします。

○泉本委員 ありがとうございます。泉本でございます。5ページの図を見させていただくと、公衆電話の使用頻度はどんどん下がっているということですが、確かに携帯電話の普及で公衆電話そのものは使用頻度が下がっているのかと思いますが、公衆電話は何か有事のために必要だし、コロナで失業や、仕事に就けない方が増えているそうですが、そういう方たちは携帯電話も持てないということです。10円でSOSが出せる公衆電話は必要なものだと思います。

設置台数はいろいろ考察していかなければいけないところだと思いますが、災害時公

衆電話の事前設置についてですが、日本中どこでもかなりの頻度で災害が起きるようになってきましたので、この準備は本当に必要だと思います。今までこの予算はNTTの中で出していたのかと思いますが、こういった災害対策をユニバーサルの枠組みの中に入れていくのが必要ではないかと考えますが、枠を変えらるとなると法律改正が必要なのかどうかという質問が一つです。

法律を改正してでもこの枠に入れていくべきではないかと思ひますし、財源が足りないのであれば、今、1回線2円か3円だと思いますがこのユニバーサルサービス料を値上げして4円にしても5円にしても良いのではないかと思ひます。こういう財源を充てながら災害に対するサービスは拡張していくべきではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○森川部会長 泉本先生、ありがとうございます。それでは、事務局から回答をお願ひいたします。

○大内料金サービス課企画官 先生ありがとうございます。御質問がありました1点目は、災害時用衆電話の位置づけを仮に見直す場合に必ず法律改正が必要になるかという点かと思ひますけれども、基礎的電気通信役務の在り方について規定しておりますのは電気通信事業法でございますけれども、必ずしも法律改正をしなければ災害時用衆電話を制度的に位置づけるということができないというわけではないと考へてございます。まだちょっと現時点では具体的な検討まで我々のほうでさせていただいているわけではございませんけれども、法律改正ありきではないという点だけはお伝えさせていただければと思ひます。

○泉本委員 ありがとうございます。

○森川部会長 よろしいですか。

○泉本委員 結構です。

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、石井先生、お願ひいたします。

○石井委員 2点申し上げたいと思ひます。

1点目、諮問理由にもお書きいただいておりますように、常設の衆電話に関しましては、人口減少や過疎化、モバイル通信の発展などから利用の必要性が乏しくなりつつあるという現状や、諸外国を見ても減少傾向が続くという中で、日本は相対的に台数が多いと、端末コストも7割を占めているという御説明を頂きました。そのことを踏まえますと、ユニバーサルサービスを維持しつつも、台数を含めた常設の衆電話の在り方を

見直していただいても良いのではないかとというのが1点目です。

2点目は、他方で、日本は災害の多い国ということは先生方から御指摘もあるところで、公衆電話が威力を発揮する場面は必ずあると考えています。そこで、災害時用の公衆電話については、法改正の有無の必要性を含めて制度上の位置づけをきちんとしていただくことが望ましいと考えております。

以上です。

○森川部会長　ありがとうございます、石井先生。事務局から何かございますか。よろしいですか。

○大内料金サービス課企画官　特にございません。貴重な御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、岡田先生、お願いできますでしょうか。

○岡田部会長代理　ありがとうございます。私からのコメントといいますか要望は、資料でいうと4ページに現在の通信回数推移とか設置台数の状況という情報があるのですが、今後のユニバーサルサービスとしての位置づけを検討していく際に、500メートル四方とか1キロメートル四方に1台とかいうような規定があるわけですが、そこまで細かい情報が必要かどうかは分かりませんが、ある程度メッシュ上での利用の回数であるとか、そういうデータ、実態についての情報、そのうちの通常時、それから災害時、また、災害時における災害時用公衆電話と通常の公衆電話といったものの利用状況についてのある程度のデータ、状況といったものが把握できると議論がしやすいのではないかなと思いましたので、可能な範囲で結構ですけれども、そのような情報の収集等をお願いできればと思います。

以上です。

○森川部会長　岡田先生、ありがとうございます。それでは、江崎先生、お願いいたします。

○江崎委員　今まで多分、音声中心に整備されているわけですけど、ユニバーサルサービスに関係しますけれども、ちゃんとインターネット接続性を提供可能な場所としての位置づけを付けるということと、災害ということを見ると学校が避難所になっているわけですけど、特に学校のインターネット環境というのは非常に制限が多くて、災害時には使いものにならないことがありますので、それを考慮する意味では非常に重要なイ

ンフラとして、災害時のインフラストラクチャーというのを考えるべきだろうと思います。

それから、今は音声サービスが考えられているわけですがけれども、今まで改正がなかったわけですから、特に、例えばインクルーシブネスを考えた場合に、音ではないサービスをちゃんと提供できるという、例えばファクスがどうして維持されているかという、視聴覚に関する方を助けるためにファクスサービスは必要だというロジックで残っているわけですが、逆にそういう意味からすると、インクルーシブネスを考えたサービスというのが、音声以外を考えたほうがいいのではないかなと思います。

それから最後は、特に公衆電話は今多分カップのベースだと思いますけれども、しっかりしたファイバーを引く、あるいはドライカップじゃなきゃいけないようになってくるところは、むしろ無線にすることによって、フレキシビリティを上げるような改正の議論が行われるのがいいのではないかなと思います。

以上です。

○森川部会長 江崎先生、ありがとうございます。それでは、続きまして大橋先生、お願いできますか。

○大橋委員 ありがとうございます。今回御提案の公衆電話におけるユニバーサルサービスの位置づけを改めて検討するという点は、私は異論ございません。これまで制度としてかなり動かしてこなかった、言葉を選ばないで言うと、さびついてきた部分もあると思うので、一回動かしておくというのは非常に重要だと思います。

ただ、議論としてはここでとどめておくのはもったいないかなと思っていて、ユニバーサルサービスについて言うと、固定ブロードバンドも検討するし、また、携帯でも検討していく中で、ユニバーサルサービスの将来像というか、在り方というのも全体として議論する時期にもそろそろ来ているのではないかなと思います。

私が知っている限り、ユニバーサルサービスの将来像を議論したのは2007年ぐらいだったのではないかなと思いますけれども、10年も経ちますし、技術も、これだけ社会像も変化した中で、一回ユニバーサルサービスの在り方、具体的には基本的3要件とか競争補完の必要性とかそういうところも含めて見直しておくというのは重要なかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございますか。先生方

から大所高所からいろいろな御意見をいただきました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問、御意見等がないようでしたら、定足数は満たしておりますので、今いただいた御説明を了承して、本件諮問の審議に当たり、ユニバーサルサービス政策委員会において調査、検討を進めていただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。異議がある場合にはチャット機能等でお申出いただければと思います。よろしいですか。

(異議の申出なし)

- 森川部会長　それでは、本件諮問につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会において調査、検討を進めていただきますよう、ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

閉　　会

- 森川部会長　以上で本日の議題は終了となりますが、委員の先生方から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

- 日下総合通信管理室長　事務局からは特にございません。

- 森川部会長　それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、また事務局から改めて御連絡差し上げます。

本日は先生方、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上